

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年3月30日

【会社名】 S B S ホールディングス株式会社

【英訳名】 SBS Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 鎌田 正彦

【本店の所在の場所】 東京都墨田区太平四丁目1番3号

【電話番号】 03(3829)2222(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 常務執行役員 泰地 正人

【最寄りの連絡場所】 東京都墨田区太平四丁目1番3号

【電話番号】 03(3829)2889

【事務連絡者氏名】 取締役 常務執行役員 泰地 正人

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2丁目1番)

1 【提出理由】

当社は、2021年3月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2021年3月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行う。

第2号議案 監査等委員でない取締役10名選任の件

監査等委員でない取締役として、鎌田正彦、入山賢一、泰地正人、田中康仁、若松勝久、加藤 元、佐藤広明、岩崎二郎、関本哲也および星 秀一を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、山下泰博、松本正人および辻さちえを選任する。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、鈴木知幸を選任する。

第5号議案 監査等委員でない取締役の報酬額設定の件

監査等委員でない取締役の報酬額を、年額200百万円以内（うち社外取締役分年額40百万円以内）とする。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を、年額50百万円以内とする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成 (個) | 反対 (個) | 棄権 (個) | 無効(個) | 可決要件 | 決議の結果および賛成割合 (%) |
|-------|---------|--------|--------|-------|------|------------------|
| 第1号議案 | 335,424 | 1,694 | | | (注1) | 可決 98.82 |
| 第2号議案 | | | | | | |
| 鎌田 正彦 | 314,311 | 22,548 | 259 | | (注2) | 可決 92.60 |
| 入山 賢一 | 333,828 | 3,031 | 259 | | | 可決 98.35 |
| 泰地 正人 | 333,852 | 3,007 | 259 | | | 可決 98.36 |
| 田中 康仁 | 333,824 | 3,035 | 259 | | | 可決 98.35 |
| 若松 勝久 | 333,837 | 3,022 | 259 | | | 可決 98.36 |
| 加藤 元 | 333,837 | 3,022 | 259 | | | 可決 98.36 |
| 佐藤 広明 | 331,941 | 4,918 | 259 | | | 可決 97.80 |
| 岩崎 二郎 | 328,470 | 8,648 | | | | 可決 96.78 |
| 関本 哲也 | 336,023 | 1,095 | | | | 可決 99.00 |
| 星 秀一 | 335,611 | 1,507 | | | | 可決 98.88 |
| 第3号議案 | | | | | | |
| 山下 泰博 | 332,933 | 3,926 | 259 | | (注2) | 可決 98.09 |
| 松本 正人 | 272,322 | 64,537 | 259 | | | 可決 80.23 |
| 辻 さちえ | 336,252 | 866 | | | | 可決 99.07 |
| 第4号議案 | | | | | | |
| 鈴木 知幸 | 329,456 | 7,662 | | | (注2) | 可決 97.07 |
| 第5号議案 | 336,966 | 99 | 53 | | (注3) | 可決 99.28 |
| 第6号議案 | 336,978 | 87 | 53 | | (注3) | 可決 99.28 |

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席、および出席した株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席、および出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上